

京都式 広域的支援人材による集中的支援

<募集案内>

知的障害、発達障害等に起因する強度行動障害がある方が、その状態の悪化により障害福祉サービスや障害児支援に繋がらない事例が全国で散見される現状があります。

またそういった現状から、本人や周囲に影響を及ぼす自傷や他害などの行動が非常に激しくなり、それまでの生活の維持が難しくなった方も多くおられます。

また支援現場においては、強度行動障害のある方の状態が悪化し、課題となる行動が頻発するような状態になった場合、目の前の対応に追われ、支援を振り返る余裕が持てず、現場が疲弊し、支援力が落ちていく場合もあります。

京都式の集中的支援は、こうした状況を踏まえて、

- ・高度な専門性により地域で支援をする「広域的支援人材」が事業所等を集中的に訪問（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言を含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を当該事業所とともに行い、環境調整を進めていく「事業所訪問型集中的支援」
- ・集中的支援ができる体制を整えているものとする施設事業所が受入支援を行う「居住支援型集中的支援」

の両輪で、利用者、支援現場、家族の生活の質の向上を目指して実施します。

上記のような強度行動障害がある方に対する目的ある支援への介入、第三者的視点で様々な角度から関わりを持ってまいりますので、ご応募いただきますようお願いいたします。

お申し込み頂く前に

コンサルテーション受け入れ施設へのお願い

- 1 当該施設管理者 1名と窓口担当者 1名、現場支援員での受け入れ担当者 1名以上を可能な範囲で選任をお願いします
- 2 月1回、受け入れ施設側2~3名+広域的メンバー1名の確認会を開催させていただきます
- 3 日々の記録に関しては広域的支援 DailyMtg_記録様式を使用様式とすることをお願いします
- 4 状況に応じた即時の報連相を行えるツールの構築（メール等、9時から17時運用を原則とする中で状況把握を迅速に行える設定）をお願いします
- 5 コンサルテーションの成果を考える中では、コンサルサイド、受け入れ施設サイドの相互のコミュニケーションが重要かつ必要不可欠になります
- 6 支援員の皆様の気づき、管理される皆様の気づき、利用者、家族の気づき、コンサルタントの気づきを一つにさせていただく中で、障害福祉に関わる皆様の気づきを構築する事が最大の成果と考えて、伴走できる事を願っております
- 7 集合型会議については、受け入れ担当者1名以上は各回参加予定ください
 - ・第1回集合会 6月2日(水) 10時より(予定) 会場:京都テルサ(予定)
 - ・第2回集合会 9月頃(日時・会場 後日決定とします)
 - ・第3回集合会 2月頃(日時・会場 後日決定とします)

1 決定までのスケジュール

(1) 募 集：4月1日(水)～4月24日(金)

(2) 応募方法：以下の4点を揃えて各事業所から支給決定市町村へ提出。

各市町村(京都市を除く)で申出を取りまとめ、京都府へ実施を依頼。

- ① 実施申出書(様式2:集中的支援の実施申出書)
- ② 基本情報シート(別紙1)
- ③ 行動関連項目シート(別紙2)※市町村作成
- ④ サービス等利用計画書(最新のもの)
- ⑤ 受給者証の写し

※応募にあたっては、以下の内容についてもご確認の上でお願いします

(3) 対象者の決定：集中的支援推進会議で、応募者から提出いただいた申出書類を元に確認協議を行い、ヒアリングを経て対象者を決定。

ヒアリング等の実施及び決定については5月内を予定しています。

今年度は京都府下全域から8名の方の募集を予定しています。

2 集中的支援推進会議

<行政>(事務局)

京都府 障害者支援課

京都市 保健福祉局障害保健福祉推進室

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

<広域的支援人材所属法人>

社会福祉法人 京都ライフサポート協会

社会福祉法人 南山城学園

社会福祉法人 福知山学園

社会福祉法人 菊鉾会

3 支援を実施する広域的支援人材(支援先は推進会議にて決定)

社会福祉法人 京都ライフサポート協会 濱村 怜

社会福祉法人 南山城学園 西田武志

社会福祉法人 福知山学園 氷上賢一

社会福祉法人 菊鉾会 松尾浩久

4 対 象

強度行動障害を有する児者であり、その状態が悪化し、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなっている児者(※)を支援する障害福祉サービス事業所・施設等。また、集中的支援の介入により新たな支援を見出したいと望まれる施設事業所等。

※具体的には以下のいずれかに該当する方となります。相談支援事業所等とも情報を共有のうえで申出の手続を進めていただきますようお願いします。

- ・知的障害、発達障害の程度が重度・最重度であり、自閉症スペクトラムのある方
- ・行動関連項目10点以上の方(区分は問わない)又は強度行動障害判定表20点以上の方

5 費用負担

制度のフロー

▶ 集中的支援を利用したい(助言を受けたい)障害児者の支給決定市町村が『**京都市**』

例) 福知山市在住であるが支給決定市町村が京都市の場合も京都市へ申し出てください

- 1 支援の必要性を感じた**事業所は**、相談支援等と協議の上、京都市の障害保健福祉推進室(障害者)又は子ども家庭支援課(障害児)へ依頼
- 2 京都市は**集中的支援推進会議**と共有し、支援要否を検討の上、広域的支援人材に支援を要請することを決定
- 3 **事業所は**広域的支援人材(所属法人)と業務委託契約を締結
想定する契約内容)
訪問等1回当たり4万円(訪問等の回数は、延べ12回までが基本)
※集中的支援加算(1回当たり1,000単位)については、各事業所において計上して請求することが必要
※支援に係る対象者が**障害者**である場合は、京都市独自の補助制度を利用することで、延べ12回までの訪問等に係る費用のうち集中的支援加算(1回当たり1,000単位)で賄えない部分につき助成(1回当たりの上限3万円)を受けることが可能
※支援に係る対象者が**障害児**である場合は、上記の補助制度の対象外であるものの、京都府の予算の範囲内で対応できる場合があるため、別途、子ども家庭支援課に相談すること
- 4 **事業所は**、京都市へ補助金交付申請(者に限る。任意)
- 5 広域的支援人材は支援を行い、その結果を事業所へ共有
- 6 **事業所は**広域的支援人材に委託料を支払い(別途契約書有り)
- 7 事業所は京都市へ補助金実績報告・精算払(者に限る。任意)

▶ 集中的支援を利用したい(助言を受けたい)障害児者の支給決定市町村が『**京都市以外の市町村**』

- 1 支援の必要性を感じた**事業所は**、相談支援等と協議の上、支給決定市町村へ依頼
- 2 依頼を受けた市町村は京都府へ依頼
- 3 京都府は広域的支援人材と共有し支援要否を検討の上支援を決定
- 4 **事業所は**広域的支援人材(所属法人)と業務委託契約を締結
想定する契約内容)
訪問等1回当たり1万円(訪問等の回数は、延べ12回までが基本)
※集中的支援加算(1回当たり1,000単位)については、各事業所において計上して請求することが必要。
- 5 広域的支援人材は支援を行い、その結果を事業所へ共有
- 6 **事業所は**広域的支援人材に委託料を支払い

6 支援内容

(1) 集中的支援実施計画の策定

広域的支援人材は、集中的支援の実施にあたり事業所等へ訪問等行い、当該児者と生活環境のアセスメントを実施し、集中的支援実施計画を策定します。

〈集中的支援実施計画〉

延べ12回の広域的支援人材による集中的支援は次の内容で実施とします。

- ・支援介入期間は、初期アセスメントのヒアリング等を含め9か月程度とします。
- ・12回の支援の内訳は、訪問9回、リモート3回を基本としますが、対象児者の必要性

により契約時にその内容を設定させていただきます。

・なお、月1回訪問日に受入事業所関係者と広域的支援人材でのケース確認会を開催します。

(2) 集中的支援の実施

広域的支援人材は、集中的支援実施計画に基づき、対象児者が利用する事業所等に対して対象児者の状況や支援内容を確認しながら、助言援助を行います。事業所等は広域的支援人材の助言援助を受けながら、対象児者に対して支援を行います。

下記いずれか、又は両方の方法で支援を行います（※判断は推進会議にて決定致します）

なお、集中的支援実施の開始に際しましては6月2日（水）に関係者の皆様に御参集いただく「第1回 集合会」の開催を予定しております。こちらには必ず御参加いただきますようお願いいたします。

▶ 集中的支援Ⅰ型（事業所訪問型）

広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行います、環境調整を含めたコンサルテーション事業となります。

▶ 集中的支援Ⅱ型（居住支援型）

入所施設やGHの短期入所を活用し、一時的に環境を変えた上で適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で、元の生活での環境改善を行う事業となります。

(3) 集中的支援の終了

広域的支援人材は、集中支援の終了後、集中的支援実施報告書を作成し、事業所は、広域的支援 DailyMtg_記録様式も活用して、対象児者の支援に携わる事業所等に支援方法等の引継ぎを行います。

(4) 集中的支援終了後のフォローアップ

集中的支援の終了は設定された期間、もしくは推進会議において決定されます。

※ケースによっては期間を前後することもあります。またフォローアップという形も事業において今後検討していく予定です。

(5) 本事業でできること

本事業の目的は、本人の「強度行動障害がなくなること」ではなく、集中支援を通して、支援者や家族が本人の行動特性や行動の背景を理解し、関係機関と連携を深める中で「暮らしの選択肢を広げていくこと」としてあります。

(6) 実績報告の提出並びに事例発表（集合会における発表）について

集中支援終了後、支援を受けられました施設事業所の方から対象児者の再アセスメント含む実践報告をお願いします。

また、本事業で実施を予定しております第2・3回集合会での事例報告発表にご理解いただきますようよろしくお願いいたします。なお、集合会における発表時におきましては、関係者参加型の発表となりますのでご理解よろしくお願いいたします。虐待防止の視点からも学びの場になることを想定しております。

(7) その他

集中的支援は単年度での実施となりますが、支援を受けられた翌年度以降、他法人等においてコンサルテーション支援を継続して受けることも可能です。

■ 本事業への申し込み（申出）について

申し込みに際しましては、様式2「実施申出書」をご使用ください。

また、申出書ご提出の際には、別紙1「基本情報シート」、別紙2「行動関連項目の内容一覧表」、「サービス等利用計画」、受給者証の写しも併せて御提出ください。

（以下チェックリストを適宜御活用ください）

〈申請書類一覧チェックリスト〉

| | 提出 |
|---|--------------------------|
| 集中的支援の実施申出書（様式2） | <input type="checkbox"/> |
| 基本情報シート（別紙1） | <input type="checkbox"/> |
| 行動関連項目の内容一覧表（別紙2） ※市町村作成 | <input type="checkbox"/> |
| （障害者の場合） サービス等利用計画【週間計画表】 （障害児の場合） 障害児支援利用計画【個別支援計画】 | <input type="checkbox"/> |
| 受給者証の写し | <input type="checkbox"/> |
| その他（あれば） | <input type="checkbox"/> |